

『淮南萬畢術』 訳注 (三)

有馬 卓也

一八

〔原文〕

蜘蛛塗布、而雨自晞。

取蜘蛛置甕中、食以膏百日。煞以塗布、而雨不能濡也。〔太平御覽〕九百四十八。又七百三十六引作、取蜘蛛塗布、天雨不能濡之。文小異。按『醫心方』二十六引如意方雨不溼衣術云、取蜘蛛置瓦甕中、食以猪脂百日。殺蜘蛛以塗手巾。大雨不能濡。又方、赤腹蜘蛛二七枚搗取汁、以染布巾、以覆身、即不沾也。又引靈奇方不沾法云、蜘蛛塗布巾、天雨不能濡。皆本此。

〔書き下し〕

(文) 蜘蛛は布に塗れば、而ち雨自^{すなは}ずから晞^{かわ}く。

(注) 蜘蛛を取りて甕中に置き、食はずに膏^{あぶら}を以てすること百日。殺して以て布に塗れば、而ち雨ふるも濡らすあたはざるなり。

・『太平御覽』九百四十八。又七百三十六は引きて「蜘蛛を取りて布に塗れば、天雨ふるも之を濡らすあたはず」に作る。

〔現代語訳〕

(文) 蜘蛛を布に塗りつけば、雨に濡れても自然と乾く。

(注) 蜘蛛をつかまえてカメの中に入れておき、脂を餌として百日の間与える。その後、殺して布に塗りつけば、雨が降っても(水滴をはじいて)濡らすことができない。

〔補〕

○ 『太平御覽』九百四十八（蟲豸部・蜘蛛）「淮南萬畢術曰、蜘蛛塗布、而雨自晞。取蜘蛛置甕中、食以膏百日。煞以塗布、而雨不能濡也。」

○ 『太平御覽』七百三十六（方術部・術）「又（淮南萬畢術）曰、取蜘蛛塗布、天雨不能濡之。」

○ 『医心方』卷二六避雨湿方第一〇『如意方』云、雨不湿衣術、取蜘蛛置瓦甕中、食以猪脂百日。殺蜘蛛以塗手巾。大雨不能濡。又方、赤腹蜘蛛二七枚、搗取汁、以染布巾、以覆身、即不沾也。」

○ 『医心方』卷二六避雨湿方第一〇『靈奇方』云、不沾法、蜘蛛塗布巾、天雨不能濡。」

◇ 科学系であろうか。脂分を布地に塗り、水をはじくようにするというものだが、蜘蛛でなければならぬ理由が判然としない。『医心方』が引く『如意方』が示す「二七枚」という数字も未詳。また次の一九と合わせて、蜘蛛に特別な意味があるかもしれないが未見である。

◇ 本条より以下二二まで、葉徳輝は虫（クモ・ヤモリ・ヘビ）に関するものを並べている。

一九

〔原文〕

蜘蛛塗足、不用橋梁。（據注文補。按『抱樸子』内篇遐覽引『淮南玉女隱微』云、涉大水不用舟梁。即此文小異。）

取蜘蛛、與水狗及猪肪、置甕中、密以新練、仍懸室後。百日視

之、蜘蛛肥。殺之以塗足、涉水不没矣。又一法、取蜘蛛二七枚、内甕中、合肪百日。以塗足、得行水上。故曰「蜘蛛塗足、不用橋梁」。『太平御覽』九百四十八。按故曰下蜘蛛塗足、不用橋梁八字、即是題目。故曰云、申解之詞也。）

〔書き下し〕

（文）蜘蛛を足に塗れば、橋梁を用いず。

・注文中に「補ふ。按ずるに『抱樸子』内篇遐覽は『淮南玉女隱微』を引きて云ふ「大水を渉るに舟・梁を用いず」と。即ち此の文と小しく異なる。

（注）蜘蛛を取り、水狗及び猪の肪①を与へ、甕中に置き、密するに新練②を以てし、仍りて室後に懸く③。百日にして之を視れば、蜘蛛肥ゆ。之を殺して以て足に塗れば、水を渉るも没せず。又一法に、蜘蛛二七枚を取り、甕中に内れ、肪を合す。百日にして以て足に塗れば、水上を行くを得。故に曰く「蜘蛛は足に塗れば、橋梁を用いず」と。

・『太平御覽』九百四十八。按ずるに「故曰」の下の「蜘蛛塗足、不用橋梁」の八字は、即ち是れ題目ならん。故曰と云ふは、申解の詞なり。

〔注〕

① カワウソと豚の脂のこと。とりあえず「脂」を「水狗」と「猪」の両方にかけておく。

② 二筋の生糸で織った薄い絹織物。

③ 部屋の日の当たらない場所に陰干しする、の意か。

〔現代語訳〕

(文) 蜘蛛を足に塗れば、(川を渡るのにわざわざ) 橋を用いなくてもよい。

(注) 蜘蛛をつかまえて、カワウソと豚からとった脂をエサとして与える。それをカメの中に入れて、薄い絹織物で密閉し、部屋の後ろの日の当たらない所に陰干しする。百日たつて封を開けると、蜘蛛が肥えているから、それを殺して足に塗れば、水上を歩行することができる。また別法として、蜘蛛を二十七匹準備し、それをカメの中に入れて、脂をまぜる。百日たつたものを足に塗れば、水上を歩くことができる。だから「蜘蛛を足に塗れば、橋を用いなくてもよい。」と言うのである。

〔補〕

○ 『抱朴子』遐覽「其次有『玉女隱微』一卷、亦化形為飛禽走獸、及金木玉石、興雲致雨方百里、雪亦如之。渡大水不用舟梁。」

○ 『太平御覽』九百四十八(蟲豸部・蜘蛛)「又(淮南萬畢術)曰、取蜘蛛、與水狗及猪肪、置甕中、密以新練、仍懸室後。百日視之、蜘蛛肥。殺之以塗足、涉水不沒矣。又一法、取蜘蛛二七枚、內甕中、合舂百日。以塗足、得行水上。故曰、蜘蛛塗足、不用橋梁。」

◇ 一八と関連するが、こちらは水上歩行を言うので方術系としておく。こちらはアメンボを想起させるが、それとの関係は未見。またこちらにも別法に「二七枚」という数字が出てくるが、意味する所は不明。

二〇

〔原文〕

守宮塗臍、婦人無子。(『太平御覽』九百四十六。)

取守宮一枚、置甕中、及蛇皮、以新布密裹之、懸于陰處百日。治守宮・蛇皮分等、以唾和之、塗婦人臍。磨令温、即無子矣。(『太平御覽』九百四十六。)

〔書き下し〕

(文) 守宮(①)を臍(②)に塗れば、婦人子なし。

・『太平御覽』九百四十六

(注) 守宮一枚を取りて、甕中に置き、蛇皮を及ぼし、新布を以て密に之を裹み、陰處に懸くこと百日。守宮・蛇皮を分等に治め、唾を以て之を和し、婦人の臍に塗る。磨きて温からしむれば、即ち子なし。

・『太平御覽』九百四十六

〔注〕

- ① ヤモリ・イモリ・トカゲなど。とりあえずヤモリとしておく。
- ② へそのこと。

〔現代語訳〕

(文) ヤモリをへそに塗れば、女性に子供ができない。

(注) ヤモリ一匹をカメの中に入れ、さらに蛇の脱け殻を入れて、新しい布で密閉して百日の陰干しする。(ひからびた) ヤモリと

蛇の皮を等分に合わせ、唾で和えたものを女性のへそに塗る。さらにこすつて温かくすれば、子供ができない。

〔補〕

○『太平御覽』九百四十六(蟲豸部・守宮)「淮南萬畢術曰、守宮塗臍、婦人无子。取守宮一枚、置甕中、及蛇皮、以新布密裹之、懸於陰处百日。治守宮・蛇皮分等、以唾和之、塗婦人臍。磨令温、即无子矣。」

◇ヤモリを用いた呪術的避妊である。ただし、妊娠させないのか、流産させるのかについては不明。次の二一と合わせて守宮を用いた用例が二例あるが、ともにヤモリでなければならぬ理由は不明。注目すべきは「臍」であり、薬劑を「臍」に塗る例は他にも一二にあった。

二一

〔原文〕

守宮飾女臂有文章。(『太平御覽』九百四十六。)

取守宮新合陰陽者牝牡各一、藏之瓮中、陰乾百日。以飾女臂、則生文章。與男子合陰陽輒滅去。(『太平御覽』九百四十六。又三十一引云、七月七日、採守宮陰乾之、合以井華水、和塗女身。有文章、即以丹塗之。不去者不淫。去者有姦。七百三十六引云、取守宮蟲、餌以丹砂。

陰乾塗婦人身。男合即滅。『玉燭寶典』二月引、取守宮、食以丹。陰乾傳女身。有陰陽事則脫。故曰守宮。『歲時廣記』二十三引云、取守宮陰

陽者、以牝牡各藏之瓮中。陰乾百日。以點女臂、則生文章。與男子合陰陽、則滅去也。又二十七引云、七月七日、採守宮陰乾爲末、井花水和。塗女身有文章。似丹砂。塗之不去者不淫。去者有姦。文均小異。按『醫心方』引如意方驗淫術云、五月五日、若七月七日、取守宮張其口、食以丹。視腹下赤上罍中。陰乾百日。出少少治之、傳女身。拭終不去有陰陽事。便脫。又引注曰、守宮蝦蟇也。牝牡新交三枚、良之。如意方云云、蓋即本此。)

〔書き下し〕

(文) 守宮もて女の臂に飾れば文章(①)あり。

・『太平御覽』九百四十六

(注) 守宮の新たに陰陽を合せし者(②)牝牡各一を取りて、之を甕中に藏し、陰乾すること百日。以て女の臂に飾れば、則ち文章を生ず。男子と陰陽を合せば輒ち滅去す。

・『太平御覽』九百四十六。又三十一は引きて「七月七日、守宮を採りて之を陰乾し、合するに井華水(③)を以てし、和して女の身に塗る。文章あれば即ち丹を以て之を塗る。去らざる者は淫せず。去る者は姦あり」と云ふ。七百三十六は引きて「守宮蟲を取りて、餌するに丹砂を以てす。陰乾して婦人の身に塗る。男と合すれば即ち滅す」と云ふ。『玉燭寶典』二月は引きて「守宮を取りて、食はすに丹を以てす。陰乾して女の身に傳く。陰陽の事あれば則ち脱す。故に守宮と曰ふ」と。『歲時廣記』二十三は引きて「守宮の陰陽なる者を取り、牝牡を以て各おの之を瓮中に藏す。陰乾すること百日。以て女

の肘に点すれば、則ち文章を生ず。男子と陰陽を合せしものは則ち滅去するなり」と云ふ。又二十七は引きて「七月七日、守宮を採りて陰乾し末と為し、井花水もて和す。女の身に塗れば文章あり。丹砂に似たり。之を塗りて去らざる者は淫せず。去る者は奸あり」と云ふ。文均しきも小しく異なる。按ずるに『医心方』に『如意方』「淫を験するの術」を引きて「五月五日、若しくは七月七日、守宮を取りて其の口を張り、食はずに丹を以てす。腹下の赤きを視れば鬢中に上す。陰乾すること百日。少少を出して治め、女の身に傳す。拭ひ終わりて去らざれば陰陽の事あり。便ち脱す」と云ふ。又注を引きて曰く「守宮は蠃蜒えんげんなり。牝牡新たに交わるもの三枚、之を良とす。『如意方』に云云」と。蓋し即ち此に本づく。

〔注〕

- ① ここでは文様のこと。
- ② 交尾をしたもの。
- ③ 寅卯の間(午前四時から六時)に汲んだ井戸水のこと(李杲『食物本草』水類による。)

〔現代語訳〕

(文) ヤモリで女性のひじを飾れば文様が生じる。

(注) 交尾したばかりのヤモリを雌雄一匹ずつカメの中にいれ、百日の間陰干しする。それを女性のひじに塗れば文様が生じる。もし男性と交わっていれば、その文様は消える。

〔補〕

- 『太平御覽』九百四十六(蟲豸部・守宮)「守宮飾女臂有文章。取守宮新合陰陽、已牝牡各一、藏之甕中、陰乾百日。以飾女臂、則生文章。與男子合陰陽輒滅去。」
 - 『太平御覽』三十一(時序部・七月七日)「又萬畢術曰、七月七日、採守宮陰(去声)乾之、合以井華水、和塗女身。有文章、即以丹塗之。不去者不淫。去者有姦。」
 - 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、取守宮蟲、餌以丹。陰乾塗女人身。合男即滅」
 - 『玉燭宝典』二月「淮南萬畢術云、取守宮、食以丹。陰乾傳女身。有陰陽事則脱。故曰守宮。」
 - 『歲時広記』二十三(端午下)「淮南畢萬術云、取守宮輒合陰陽者、以牝牡各藏之瓮中。陰乾百日。以點女臂、則生文章。與男子合陰陽、則滅去也。」
 - 『歲時広記』二十七(七夕中)「淮南子畢萬術、七月七日、採守宮、陰乾爲末、井花水和。塗女身、有文章。似丹砂塗之。不去者不淫。去者有姦。」
 - 『医心方』卷二六相愛方第五「又『如意方』云、驗淫術、五月五日若七月七日、取守宮、張其口、食以丹。視腹下赤止。甕中陰乾、百日出。少少治之、敷女身。拭、終不去、若有陰陽事、便脱(曰、守宮、蠃蜒也。牝牡新交三枚良之)。」
- ◇ 呪術的浮気発見方である。浮気発見方の方は『玉燭宝典』『歲時広記』等にも記載が見えることから、当時ポピュラーな処方だったのであろう。

二二

〔原文〕

爲死事、則蛇鳴君室。(『開元占經』一百二十。)

蛇無故鬪于君室、後必爭立。小死小不勝、大死大不勝、小大皆死、皆不立也。(『開元占經』一百二十。按『漢書』五行志云、『左氏傳』莊公時、有內蛇與外蛇鬪鄭南門中。內蛇死。劉向以爲、近蛇孽也。

先是、鄭厲公、劫相祭仲而逐兄昭公代立。後厲公出奔、昭公復入。死、弟子儀代立。厲公自外劫大夫傅瑕、使侈子儀。此外蛇殺內蛇之象也。『後漢書』楊賜傳注引『洪範五行傳』略同。『五行志』又云、京房『易傳』曰、立嗣子疑、厥妖蛇。居國門鬪。『左氏傳』文公十六年、夏、有蛇自泉宮出、入于國。如先君之數。劉向以爲、近蛇孽也。泉宮在囿中。公母姜氏嘗居之。蛇從之出、象宮將不居也。武帝太始四年七月、趙有蛇從郭外入、與邑中蛇鬪孝文廟下。邑中蛇死。後二年秋、有衛太子事。事自趙人江充起。此皆蛇鬪、爲死事之驗。又『開元占經』一百二十引京房曰、蛇鳴君室凶。皆可與此互證。)

〔書き下し〕

(文) 死事(①)を為さんとすれば、則ち蛇 君室に鳴く。

・『開元占經』一百二十(②)。

(注) 蛇の故なくして君室に鬪へば、後必ず争ひ立つ。小死せば小勝たず、大死せば大勝たず、小大皆に死せば皆に立たざるなり。

・『開元占經』一百十二。按ずるに、『漢書』五行志に云ふ『左氏傳』莊公の時、内蛇と外蛇と鄭の南門の中に鬪ふことあり。内蛇死す。劉向以爲らく「蛇孽に近し。是より先、鄭

の厲公、相祭仲を劫して兄の昭公を逐ひて代はりて立つ。

後に厲公出奔し、昭公復た入る。死して、弟の子儀代はりて立つ。厲公 外より大夫傅瑕を劫して子儀を侈せしむ。

此れ外蛇の内蛇を殺すの象なり」とと。『後漢書』楊賜伝注に『洪範五行伝』を引くも略同じ。『五行志』又云ふ

「京房『易伝』に曰く「嗣子を立つるに疑ひあらば、厥の妖は蛇。国門に居りて鬪ふ。『左氏伝』文公十六年夏、蛇ありて泉宮より出でて国に入る。先君の数の如し、劉向以爲らく「蛇孽に近し。泉宮は囿中に在り。公母姜氏 嘗て之に居る。蛇の之より出づるは、宮の將に居らざるを象どるなり」と」と。「武帝太始四年七月、趙に蛇ありて郭外より入り、邑中の蛇と孝文廟の下に鬪ふ。邑中の蛇死す。後二年秋、衛太子の事あり。事は趙人江充より起こる」と。此皆蛇の鬪ふは、死事と爲すの驗なり。又『開元占經』一百二十、京房を引きて曰く「蛇の君室に鳴くは凶」と。皆此と互ひに証すべし。

〔注〕

① 「死事」は一般的には戦争や王家の争いなどに死ぬ事をさす。

② 原本は「百十二」に誤る。「百二十」に改めた。

〔現代語訳〕

(文) 死者が出るような事件が起こるとすれば、蛇が王の部屋で鳴く。

(注) 蛇が理由もなく君主の居室で戦ったならば、後に必ず争いが起ころ。小さい方の蛇が死んだなら、小なる者が負け、大きい方の蛇が死んだなら、大なる者が負ける。蛇が大小ともに死んだなら、大なる者も小なる者ともに滅びる。

〔補〕

○ 『開元占経』 一百二十 (龍魚虫蛇占) 「淮南萬畢術曰、為死事則蛇鳴君室。」 淮南萬畢術曰、蛇無故闕于君室、後必爭立。小死小不勝、大死大不勝、小大皆死、皆不立也。」

○ 『漢書』 五行志 (下之上) 『左氏伝』 魯蔽公時、有内蛇与外蛇闕鄭南門中。内蛇死。劉向以為、近蛇孽也。先是、鄭厲公、劫相祭仲而逐兄昭公代立。後厲公出奔、昭公復入。死、弟子儀代立。厲公自外劫大夫傅瑕、使僇子儀。此外蛇殺内蛇之象也。蛇死六年、而厲公立。蔽公聞之、問申繻曰、猶有妖乎。对曰、人之所忌、其氣炎以取之。妖由人興也。人亡譽焉。妖不自作。人棄常、故有妖。京房『易伝』曰、立嗣子疑、厥妖蛇。居国門闕。

『左氏伝』 文公十六年夏、有蛇自泉宮出、入于国。如先君之数。劉向以為、近蛇孽也。泉宮在囿中。公母姜氏嘗居之。蛇従之出、象宮將不居也。『詩』曰、維虺維蛇、女子之祥。又蛇入国、国將有女憂也。如先君之数者、公母將薨象也。秋、公母薨。公惡之、乃毀泉台。夫妖孽応行而自見、非見而為害也。文不改行循正、共御厥罰、而作非礼、以重其過。後二年薨。公子遂殺文之二子惡・視、而立宣公。文公夫人大婦于齊。

武帝太始四年七月、趙有蛇従郭外入、与邑中蛇闘孝文廟下。邑中

蛇死。後二年秋、有衛太子事。事自趙人江充起。」

○ 『後漢書』 楊賜傳 「夫皇極不建、則有蛇龍之孽。『詩』云、維虺維蛇、女子之祥。故『春秋』 兩蛇闘於鄭門、昭公殆以女敗。『洪範五行傳』 曰、初鄭厲公、劫相祭仲而篡兄昭公、立為鄭君。後雍亂之難、厲公出奔、鄭人立昭公。既立、内蛇与外蛇闘鄭南門中、内蛇死。是時傅瑕仕於鄭、欲内厲公。故内蛇死者、厲公將勝之象也。是時昭公宣布恩施惠、以撫百姓、举賢崇德、以厲群臣、觀察左右、以省姦謀。則内変不得生、外謀無由起矣。昭公不覺、果殺於傅瑕、二子死而厲公入。此其效也。『詩』云、維虺維蛇、女子之祥。鄭昭公殆以女子敗矣。」

◇ 予兆系である。(文) の「蛇鳴く」の要素が(注) では完全に消失し、「闘う」の要素が出現しており、(文) と(注) の関係が成り立っていないようにも思われる。葉德輝の注は(注) の具体例であり、このことから、こういった具体例が前提としてあつての(注) のように思われる。一方の(文) のみを見れば、「君室」「死事」という語はあるものの、より素朴な戦争や混乱の予兆を示すに止まるように思える。

◇ 蛇が町や国を守護するものとして考えられていた例は志怪小説などに数多く見られる。戦争に先立つて蛇の戦いがあり、その結果がそのまま戦争の勝敗に現れるという類である。また、山の神としての蛇の用例もある一方で、邪神として描かれる場合や、龍と同質のもの(龍が変身したもの)といった場合もある。

二三

〔原文〕

雲母入地、千歳不朽。雲母在足、無踐棘。〔『太平御覽』八百八。〕

取大雲母塗足、踐棘不能刺。〔『太平御覽』八百八。〕

〔書き下し〕

(文) 雲母①は地に入るも、千歳朽ちず。雲母は足に在れば棘を
 踐むことなし。

・『太平御覽』八百八。

(注) 大雲母を取りて足に塗れば、棘を踐むも刺す②あたはず。

・『太平御覽』八百八。

〔注〕

① 鉱物のきらら。『神農本草經』では上品に入れられる。通常は
 服する薬物として用いられる。

② ここでは「刺す」の意か。

〔現代語訳〕

(文) 雲母は地中にあつても千年朽ち果てることがない。雲母を足
 に付けておけば、イバラを踏むことはない。

(注) 大雲母を準備して足に塗っておけば、イバラを踏んでも刺さ
 れることがない。

〔補〕

○ 『太平御覽』八百八(珍宝物・雲母)「淮南萬畢術曰、雲母入地、
 千歳不朽。雲母在足、無踐棘。注曰、取大雲母塗足、踐棘不能刺。」

◇ 山に入る際にイバラを踏んで足を怪我しないための呪術であろう

か。ただし、(本)(注)ともに不明瞭である。まず「雲母を足に
 塗る」という行為がはっきりイメージできない。また「イバラを
 踏んでも刺されることがない」というのが、イバラをよけられる
 のか、仮にイバラを踏んでも傷つかないのか、はつきりしない。

また(文)の前半部「千歳朽ちず」と『神農本草經』の上品(雲
 母)の「久しく服せば身を軽くし、年を延ぶ」という記述を関連
 づけて傷つかない身体を作るという解釈も可能か。ただしその場
 合は服用するのであって、足に塗るということと結びつかない。

ちなみに、雲母については『淮南子』地形訓に「雲母は水を来す
 (雲母石は水を致すべし)」とあり、また別の効能が記されている。
 ◇ 本条より二六まで、葉德輝は鉱物(雲母・磁石・塩)に関するもの
 を並べている。

二四

〔原文〕

慈石提碁。〔『太平御覽』七百三十六。〕

取雞磨針鐵、以相和慈石、碁頭置(鮑本置字在碁字上。茲據明刻。)

局上自相投也。〔『太平御覽』七百三十六。按今『淮南鴻烈解』覽冥訓、

慈石之引鐵。高誘無注。『呂覽』精通、慈石召鐵。或引之也。高誘注、

石鐵之母也。即本此。)

〔書き下し〕

(文) 慈石は碁を提す。

・『太平御覽』七百三十六。

(注) 雞磨針の鐵(①)を取り、以て慈石と相和し、碁頭を局上に置けば、

・鮑本は「置」字「碁」字の上に在り。茲は明刻に拠る。自ずから相投ずるなり。

・『太平御覽』七百三十六。按ずるに今の『淮南鴻烈解』覽冥訓に「磁石は之れ鉄を引く」と。高誘注なし。『呂覽』精通に「磁石は鉄を召す」と。或いは之を引くなり。高誘注に「石は鐵の母なり」と。即ち此に本づく。

〔注〕

① 意味不明。ただし次の二五と合わせ考えれば、鶏の血を使つて研いだ針から得られた鉄分となる。

〔現代語訳〕

(文) 磁石は碁石を反発させる。

(注) 鶏の血で磨いた針を準備して、それに磁石(の粉)をまぶした碁石を盤面に置けば、互いに反発し合う。

〔補〕

○ 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「淮南萬畢術曰、慈石提碁。」

○ 『淮南子』覽冥訓「取雞磨針鐵、以相和慈石、碁頭置局上自相投也。」

○ 『呂氏春秋』季秋紀・精通「慈石召鉄、或引之也。(高誘注：石、

鉄母也。以有慈石、故能引其子。石之不慈者、亦不能引也。)

◇ 碁石に鉄分を附着させ、それに磁気を帯びさせて互いに反発させるといふ科学系。『史記』武帝本紀・封禪書に見える武帝に取り入つた方士驚大の碁石を戦わせたといふ方術そのままである。ちなみに武帝本紀の『正義』に「是に於いて上、先に小方を験せしむ。旗もて闘はしむるに、旗自ら相触れ撃つ。」の注として「音其。文は本或いは碁に作る。『説文』に云ふ「碁は博碁なり」と。高誘、『淮南子』に注して云ふ「雞血を取りて、針と磨きて之を擣ち、以て磁石に和し、用て碁頭に塗りて之を曝し乾かし、局上に置けば、即ち相拒みて止まざるなり」と。とある(現本『淮南子』には見えない)。「太平御覽」等には『淮南萬畢術』を引きながら「淮南子」に曰く」とする例もいくつか見られる。「淮南子」の佚文と見る一方で、これらを『淮南萬畢術』と見、それに高誘が注を施していたと見る可能性も否定はできない。ちなみに、明の方以智『物理小識』も『淮南萬畢術』の注は高誘によるとする。

二五

〔原文〕

磁石拒碁。(『太平御覽』九百八十八。按此條與上條當是一事。『御覽』兩引、字句不同。存以俟攷。)

取雞血作(鮑本作爲與。茲據明刻。)針磨鐵(明本無此字。茲據鮑本。)擣之以和磁石。日(明本作用。茲據鮑本。)塗碁頭、曝乾之。置局

上、即相拒不休。『太平御覽』九百八十八。按『史記』封禪書『素隱』引作、取雞血、雜磨針鍊、搗和磁石。某頭置局上、自相抵擊。與此小異。又按『三國志』虞翻傳注引『吳書』曰、翻少好學有高氣。年十二、客有候其兄者。不過翻。翻追與書曰、僕聞虎魄不引腐芥、磁石不受曲針。過而不存、不亦宜乎。『史記』孝武帝本紀『正義』引高誘『淮南子』注云、取雞血、與針磨、搗之以和磁石。用塗某頭曝乾之、置局上、相拒不止也。『山海經』北山經、匠韓之水、其中多磁石。郭璞注、磁石可以取鐵。『初學記』五引『抱朴子』曰、磁石吸針。各書所云、皆本『淮南術』也。

〔書き下し〕

(文) 磁石は某を拒ましむ。

・『太平御覽』九百八十八。按ずるに此の條は上條と当に是れ一事なるべし。『御覽』は両つながら引きて、字句同じからず。存して以て攷を俟つ。

(注) 雞の血を取りて

・鮑本は「為与」に作る。茲は明刻に拠る。

針を作もいて鉄を磨く。

・明本は此の字なし。茲は鮑本に拠る。

之を搗ちて以て磁石に和す。日び

・明本は「用」に作る。茲は鮑本に拠る。

某の頭に塗りて、之を曝し乾す。局上に置けば、即ち相拒みて休まず。

・『太平御覽』九百八十八。按ずるに『史記』封禪書素隱は引きて「雞の血を取りて、磨きし針鍊を雜へ、搗ちて磁石に和

す。某頭を局上に置けば、自ずから相抵擊す」に作る。此と小しく異なる。又按ずるに、『三國志』虞翻傳注に『吳書』を引きて曰く「翻少とき学を好み高氣あり。年十二、客の其の兄を候ふ者あり。翻に過ぎらず。翻追ひて書を與へて曰く「僕虎魄は腐芥を引かず、磁石は曲針を受けずと聞く。過ぎりて存せざるも、亦宜なるかな」と。『史記』孝武帝本紀正義に高誘『淮南子』注を引きて云ふ「雞の血を取りて、針に與へて磨き、之を搗ちて以て磁石に和す。用て某頭に塗りて之を曝し乾かし、局上に置けば、相拒みて止まざるなり」と。『山海經』北山經に「匠韓の水は、其の中に磁石多し」と。郭璞注に「磁石は以て鉄を取るべし」と。『初學記』五に『抱朴子』を引きて曰く「磁石は針を吸う」と。各書の云ふ所は、皆『淮南術』に本づくなり。

〔現代語訳〕

(文) 磁石は基石を反発させる。

(注) 鶏の血を準備して、針を使って(鶏の血をとき水として使用して)鉄を磨く。それを叩いて磁石に附着させる。そのとき水を基石に毎日乾いたら塗っては乾燥させる。そうやってできあがった基石を盤面に置けば、反発し合って止むことがない。

〔補〕

○ 『太平御覽』九百八十八(藥部・磁石)「淮南萬畢術曰、磁石拒某。

(取雞血作針、磨鉄搗之以和磁石。塗某頭、曝乾之。置局上、即相拒不休。)

○『史記』封禪書「於是上使驗小方、闕棊、棊自相觸擊。〔素隱〕
：顧氏案、『萬畢術』云、取雞血、雜磨鍼鉄杵、和磁石棊頭、置局上、即
自相抵擊也。〕」

○『三國志』虞翻伝注『吳書』曰、翻少好學、有高氣。年十二、
客有候其兄者。不過翻。翻追與書曰、僕聞虎魄不取腐芥、磁石不
受曲鍼。過而不存、不亦宜乎。客得書奇之、由是見稱。』

○『史記』武帝本紀「於是上使先驗小方、闕旗、旗自相觸擊。〔正義〕
：音其。文本或作棊。『說文』云、棊、博棊也。高誘注『淮南子』云、
取雞血、与針磨擗之、以和磁石、用塗棊頭曝乾之、置局上、即相拒不止也。〕」

○『山海經』北山經「匠韓之水出焉。而西流注于泐澤。其中多磁石。
〔郭璞云、可以取鉄。』管子』曰、山上有磁石者、下必有銅。音慈。〕」

○『初學記』五(地理上・石)「磁石(抱朴曰、磁石引針。〕」

◇二四と同じく科学系。葉德輝の指摘するように、同系統のもの
考えてよからう。

二六

〔原文〕

鹽能累卵。〔太平御覽』八百六十五。又九百二十八。〕

取戎鹽塗卵、取他卵置其上、即累也。〔太平御覽』八百六十五。又
九百二十八。〕

〔書き下し〕

(文) 塩は能く卵を累ぬ。

・『太平御覽』八百六十五。又九百二十八。

(注) 戎塩①を取りて卵に塗り、他の卵を取りて其の上に置けば、
即ち累ぬるなり。

・『太平御覽』八百六十五。又九百二十八。

〔注〕

① 『本草綱目』卷一一(鹵石類)に記述が見える。胡塩、羌塩と
も呼ばる。西北地方産の岩塩。

〔現代語訳〕

(文) 塩があれば卵をかさねることができる。

(注) 戎塩を準備して卵に塗り着け、別の卵をその上に置くと、落
ちずに積み上げることができる。

〔補〕

○『太平御覽』八百六十五(飲食部・塩)「淮南萬畢術曰、塩能累卵。

(取戎塩塗卵、取他卵置其上、即累也。〕」

○『太平御覽』九百二十八(羽族部・鳥卵)「淮南萬畢術曰、艾火令

鶏子飛。(取鶏子去其汁、然艾火、内空卵中、疾風因举之飛。〕塩之累卵。

(取塩塗卵、取他卵置上、即累矣。〕」

◇科学系である。(注)において塩の種類が指定されているのが興
味深い。或いは実験の結果、戎が最も適していると判断したもの
か。

二七

〔原文〕

艾火令雞子飛。〔太平御覽〕七百三十六。又九百二十八。

取雞子去（鮑本無去字。茲據明刻。）穀、然艾火、內空中、疾風高舉、自飛去。〔太平御覽〕七百三十六。又九百二十八引作、取雞子去其汁、然艾火、納空卵、疾風因舉之飛。文小異。）

〔書き下し〕

（文）艾火〔①〕は雞子〔②〕をして飛ばしむ。

・『太平御覽』七百三十六。又九百二十八。

（注）雞子の去殻〔③〕を取りて、

・鮑本は「去」字なし。茲は明刻に拠る。

艾火を然やして、空中〔④〕に内るれば、疾風高く挙がり、自ら飛び去る。

・『太平御覽』七百三十六。又九百二十八。引きて「雞子を取りて其の汁〔⑤〕を去り、艾火を然やし、空卵の中に納るれば、疾風因りて之を挙げて飛ばしむ」に作る。文小しく異なる。

〔注〕

① モグサの火のこと。

② 卵のこと。

③ ここでは中身を取り去った殻として解釈した。

④ 中身を取った卵の殻の中に、の意。

⑤ 卵の黄身と白身のこと。

〔現代語訳〕

（文）火のついたモグサは卵の殻を飛ばす。

（注）卵の殻を準備して、火のついたモグサをその殻の中に入れて、強い風が起った時には自然に飛んでいってしまう。

〔補〕

○ 『太平御覽』七三六（方術部・術）「又（淮南萬畢術）曰、取雞子去汁、然艾火內空中、疾風高举自飛去。」

○ 『太平御覽』九百二十八（羽族部・鳥卵）「淮南萬畢術曰、艾火令雞子飛。（取雞子去其汁、然艾火、內空卵中、疾風因舉之飛。）塩之累卵。

（取塩塗卵、取他卵置上、即累矣。）

◇ 科学系である。原理は熱気球と同じであろう。

二八

〔原文〕

首澤浮鍼。（宋本『意林』六。『太平御覽』七百三十六。『經史證類本草』十五人部上引作「頭垢浮針」。）

取頭中垢、塞針孔、置水中、則浮。以肥膩故爾。（宋本『意林』

六。『證類本草』十五引末句。『太平御覽』七百三十六引作、取頭中垢、以塗塞其孔、置水即浮。）

〔書き下し〕

（文）首澤〔①〕は鍼はりを浮かす。

・宋本『意林』六。『太平御覽』七百三十六。『經史証類本草』十五人部は引きて「頭垢は針を浮かす」に作る。

(注) 頭中の垢を取りて、針の孔を塞ぎ、水中に置けば、則ち浮く。肥膩ひじ

〔②〕なるを以ての故なるのみ。

・宋本『意林』六。『証類本草』十五は末句を引く。『太平御覽』七百三十六は引きて「頭中の垢を取りて、以て塗りて其の孔を塞げば、水に置きて即ち浮く」に作る。

〔注〕

① ここでの澤は垢のこと。

② ここでは脂(脂肪)っぽい、の意。

〔現代語訳〕

(文) 頭の垢(ふけ)は針を浮かす。

(注) 頭の垢を針の穴につめて水中におくと針が浮く。それは頭の垢が脂っぽいからである。

〔補〕

○ 宋本『意林』六(「淮南萬畢術」)首澤浮針。取頭中垢、塞針孔。置水中則浮。」

○ 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、首澤浮針。取頭中垢、以塗針、塞其孔。置水即浮。」

○ 『經史証類本草』十五人部「陶隱居云、術云、頭垢浮針、以肥膩故爾。」

◇ 科学系と言えよう。頭の垢の油で針を恐らく縦に(釣りの浮のよう)浮かすというのであろう。

二九

〔原文〕

弊箕止鹹。(『太平御覽』七百三十六。)

取箕以納醬中。鹹箸箕矣。(『太平御覽』七百三十六。按庾信哀江南賦云、敝箕不能救鹽池之鹹、阿膠不能止黃河之濁。即用此事。)

〔書き下し〕

(文) 弊箕〔①〕は鹹〔②〕を止む。

・『太平御覽』七百三十六。

(注) 箕を取りて以て醬〔③〕中に納る。鹹、箕に著く。

・『太平御覽』七百三十六。按ずるに庾信「哀江南賦」に云ふ「敝箕は鹽池の鹹を救ふあたはず、阿膠は黃河の濁を止むるあたはず〔④〕」と。即ち此の事を用いるなり。

〔注〕

① 敗れた箕。

② 塩のこと。

③ ここでは塩分の濃い液体をさす。

④ 「箕」は竹製の器で、甑の底に入れておくと塩分を少なくする道具。敗れた箕では塩池の塩分は(多すぎて)どうしようもな

い、の意。また「阿膠」は山東省東阿県産の膠で、濁った水を澄ませる働きがあるとされる。阿膠があつても黄河の濁りは(多すぎて)どうしようもない、の意。

〔現代語訳〕

(文) 敗れた箕で塩を取る。

(注) 箕を準備して塩水の中に入れる。塩が箕に付着する。

〔補〕

○ 『太平御覧』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、老槐

生火。膠撓水則清。弊箕止鹹。取箕以內醬中。鹹箸箕矣。」

○ 庾信「哀江南賦」「敝箠不能救塩池之鹹、阿膠不能止黄河之濁。」

◇ 科学系である。塩水に箕を浸し、乾燥させて塩の結晶を取るとい
うものである。

三〇

〔原文〕

鴻毛之囊、可以渡江。(『太平御覧』七百四。又九百十六。)

取鴻毛練囊貯之、可以渡江不溺。(宋本『意林』六。『太平御覧』七

百四引作、盛鴻毛滿囊、可渡江不溺也。又九百十六引作、盛鴻毛于練囊、

可以渡江不溺也。文小異。)

〔書き下し〕

(文) 鴻毛①の囊は、以て江を渡るべし。

・『太平御覧』七百四。又九百十六。

(注) 鴻毛を取りて練囊②もて之を貯ふれば、以て江を渡りて溺れざるべし。

・宋本『意林』六。『太平御覧』七百四は引きて「鴻毛を盛りて囊に満たせば、江を渡りて溺れざるべきなり」に作る。又九百十六は引きて「鴻毛を練囊に盛れば、以て江を渡りて溺れざるべきなり」に作る。文小しく異なる。

〔注〕

① ここでは水鳥をさす。

② 絹製のふくろ。

〔現代語訳〕

(文) 水鳥の羽を入れた袋は、それを使って長江を渡ることができ
る。

(注) 水鳥の羽をとつて絹製の袋にいれば、それを使って長江を渡つても溺れることがない。

〔補〕

○ 『太平御覧』七百四(服用部・囊)「淮南萬畢術曰、鴻毛之囊、可

以渡江。(盛鴻毛滿囊、可渡江不溺也。)

○ 『太平御覧』九百十六(羽族部・鴻)「淮南萬畢術曰、鴻毛之囊、
可以渡江。(盛鴻毛於練囊、可以渡江不溺也。)

○『意林』六「淮南萬畢術」取鴻毛練囊貯之、可以渡江不溺。」

◇これも科学系と言つてよからう。水をはじく水鳥の羽を入れた袋を浮き袋として使用するということである。

三一

〔原文〕

鴟腦令雞自伏。(『太平御覽』九百二十三。)

取鴟腦以塗雞、即自伏不能起也。(『太平御覽』九百二十三。)

〔書き下し〕

(文) 鴟(①)の脳は雞をして自ら伏せしむ。

・『太平御覽』九百二十三。

(注) 鴟の脳を取りて以て雞に塗れば、即ち自ら伏して起つあたはざらしむ。

・『太平御覽』九百二十三。

〔注〕

① トビ、或いはフクロウ・ミミズク。

〔現代語訳〕

(文) 鴟の脳は雞を伏せてしまふ。

(注) 鴟の脳を雞に塗ると、すぐに雞は伏して立つことができなくなってしまう。

〔補〕

○『太平御覽』九百二十三(羽族部・鴟)「淮南萬畢術曰、鴟腦令雞自伏。(取鴟腦以塗雞、而即伏不能起也。)」

◇呪術系である。猛禽であるトビの脳が雞を動かなくさせるといふ類感呪術的なものと考えてよからう。類似するものとして四一「狼皮の戸に在れば、羊、牢より出でず。」があるが、こちらは羊が狼

の毛皮を見、その匂いを嗅ぐことが条件としてある。本条とは一線を画するものと考えたい。

三二

〔原文〕

寒皋斷舌、可使語言。(『玉燭寶典』五月。『太平御覽』九百二十三引作、

寒皋斷舌使語。『北戸録』注一引無言字。)

取寒皋斷其舌、即語。寒皋一名鸚鵡。(『太平御覽』九百二十三。『玉

燭寶典』五月引作、取寒皋一名雉欲取。下疑有脱文。欲亦當是鴝之誤。

未敢定之。『北戸録』一注、一名作一曰。)

〔書き下し〕

(文) 寒皋(①)は舌を断てば語言せしむべし。

・『玉燭寶典』五月。『太平御覽』九百二十三は引きて「寒皋は

舌を断てば語たらしむべし」に作る。『北戸録』一注(②)は引きて「言」字なし。

(注) 寒皋を取りて其の舌を断てば、即ち語る。寒皋は一名鸚鵡。

・『太平御覽』九百二十三。『玉燭宝典』五月は引きて「寒皋一名雉を取り、取らんと欲す」に作る。下疑ふらくは脱文あらん。「欲」も亦当に是れ「鵠」の誤なるべし。未だ敢て之を定めず。『北戸録』一注は「一名」を「一日」に作る。

〔注〕

① 九官鳥のこと。

② 原文は「注一」に作るが、「二注」に改めた。

〔現代語訳〕

(文) 寒皋は舌を切断すると言葉をしゃべらせることができる。

(注) 寒皋の舌を切断すれば、すぐに言葉をしゃべる。寒皋の別名は鵠鵠である。

〔補〕

○ 『玉燭宝典』五月「淮南萬畢術云、寒皋断其舌、可使語言。注云、取寒皋断其舌、即語。寒皋一名雉欲取。」

○ 『太平御覽』九百二十三(羽族部・鵠鵠)「淮南萬畢術曰、寒皋断舌、可使語。(取寒皋断其舌、即語。寒皋一名鵠鵠。)」

○ 『北戸録』一注「淮南萬畢術云、寒皋断舌、使語言。寒皋一日鵠鵠。」

◇ 博物学系とする。実際に行われていたことは、『玉燭宝典』のほかに、『荆楚歲時記』五月にも「鵠鵠を捕ふ」として「此の月、鵠鵠の子、毛羽新たに成る。俗、好んで巢に登り、取りて之を養ふ。」

必ず先づ舌の尖を剪り去り、以て其に語を教う」とあることから明らかであろう。

三三

〔原文〕

伯勞守金。人不敢取。(『太平御覽』九百二十三。)

取伯勞血塗金、人不取。化爲石也。(『太平御覽』七百三十六。又九百二十三引作、取伯勞血以塗金、人不敢取也。按伯勞即鵠。『爾雅』謂之鵠。『詩』翻風、李作鵠。『毛傳』伯勞也。箋云、伯勞勞鳴將寒之候也。

五月則鳴。翻地晚寒。鳥物之候、從其氣焉。『易通卦驗』云、伯勞勞夏至應陰而鳴、冬至而止。『塩鐵論』論菑、金陰物也。『白虎通』五行、金少陰。『漢書』五行志中上、石陰類也。『公羊』僖十六年、隕石于宋、五。何邵公『解詁』、石者陰德之尊者也。據此則伯勞金石性、皆屬陰。血能化金。亦氣類。相感自然之理也。)

〔書き下し〕

(文) 伯勞は金を守る。人敢て取らず。

・『太平御覽』九百二十三。

(注) 伯勞の血を取りて金に塗れば、人取らず、化して石と為ればなり。

・『太平御覽』七百三十六。又九百二十三は引きて「伯勞の血を取りて以て金に塗れば、人敢て取らざるなり」に作る。按ずるに「伯勞」は即ち「鵠」なり。『爾雅』は之を「鵠」と謂ふ

①。『詩』翻風は悻^{あやま}りて②は「鵲」に作る。毛傳に「伯勞なり」と。箋に云ふ「伯勞は將寒の候に鳴くなり。五月に則ち鳴く。翻の地は晩寒し。鳥物の候は其の氣に従ふ」と。『易通卦驗』云ふ「伯勞は夏至れば陰に應じて鳴き、冬至れば止む」と。『塩鉄論』論菑に「金は陰物なり」と。『白虎通』五行に「金は少陰なり」と。『漢書』五行志中上に「石は陰の類なり」と。『公羊』僖十六年に「宋に隕石あり、五つ」と。何邵公『解詁』に「石は陰徳の専なる者なり」と。此に拠れば則ち伯勞・金石の性は皆陰に属す。血は能く金を化す。亦氣の類なり。相感するは自然の理なり。

〔注〕

- ① 『爾雅』が「鵲」に作るとするのは誤り。「鵲」に作る。
② 原文は「孝」に作るが、文意より「悻」に改めた。

〔現代語訳〕

(文) モズはお金を守る。人は決して取ろうとしない。
(注) モズの血をお金に塗れば、人はそのお金を取ろうとしない。
お金が石に変化するからである。

〔補〕

- 『太平御覽』七百三十六(方術部・術)「又(淮南萬畢術)曰、取伯勞血塗金、令人不取。化爲石也。」
○ 『太平御覽』九百二十三(羽族部・伯勞)「又(淮南萬畢術)曰、伯

勞守金。人不取取。(取伯勞血以塗金、人不取取。)

○ 『爾雅』釋鳥「鵲醜、其飛也襪。」疏「釋曰、鵲伯勞也。」

○ 『詩』翻風・七月「七月鳴鵲。」毛傳「鵲、伯勞也。」鄭箋「箋云、伯勞鳴將寒之候也。五月則鳴。翻地晩寒。鳥物之候、從其氣焉。」

○ 『易通卦驗』「搏勞、性好單栖。其飛翹、其声嗅嗅。夏至應陰而鳴。冬至而止。」

○ 『塩鉄論』論菑「大夫曰、……春生夏長、故火生於寅木、陽類也。秋生冬死、故水生於申金、陰物也。」

○ 『白虎通』五行(論五行更王相生相勝變化之義)「五行常在、火乍亡何。水太陰也。刑者故常在。金少陰、木少陽、微氣無變。故亦常在。火太陽精微、人君之象。象尊常藏。」

○ 『漢書』五行志・中之上「一曰、石陰類也。」
○ 『春秋公羊伝』僖十六年「春王正月。戊申朔。實石于宋、五。」

何休解詁「石者陰徳之專者也。」

◇ 呪術性が高いと思われる(文)(注)を葉徳輝が陰陽五行説で解析している。二二と同様、葉徳輝の解析は後付的であり、民間においてこのように解釈されていたかは疑問が残る。『玉燭寶典』の五月の「鵲、始めて鳴く」の条に「鵲は、伯勞鳥なり。一名伯趙。陰に應じて鳴く。陰候と為す者なり。常に夏至を以て鳴き、冬至に止む」とあり、また同じ五月に「陳思王の「禽をして鳥を悪ましむるの論」に曰く「伯勞の五月を以て鳴くは、陰期の動きに心ずればなり。陽を仁陽と為し、陰を殘賊と為さば、伯勞は蓋し賊害の鳥なり」とあることから、せいぜいこのレベルでの解釈で

はなかつたか。「石化」が注にしか見えないのもその一証となろう。

三四

〔原文〕

伯勞使蛇蝮蟬。(『太平御覽』九百二十二。)

乃天使然也。(『太平御覽』九百二十三。按『呂覽』仲夏紀「鵙始鳴」

注「是月、陰作于下、陽發于上。伯勞夏至後應陰而殺蛇、磔之于棘而鳴于上。」據此是伯勞食蛇、故能使蝮蟬蟬也。)

〔書き下し〕

(文) 伯勞は蛇をして蝮蟬①たらしむ。

・『太平御覽』九百二十三②。

(注) 乃ち天の然らしむるなり。

・『太平御覽』九百二十三。按ずるに『呂覽』仲夏紀「鵙始めて鳴く」の注に「是の月、陰下に作り、陽上に発す。伯勞の夏至の後に陰に應じて蛇を殺し、之を棘に磔にして上に鳴く」と。此に拠れば是の伯勞は蛇を食ふが故に、脳く蛇をして蝮蟬たらしむるなり。

〔注〕

①蛇がとぐろを巻くこと。臨戦態勢であることを示す。

②原本は「九百二十二」に作るが「九百二十三」に改めた。

〔現代語訳〕

(文) モズは蛇にとぐろを巻かせる。

(注) それは天がそうさせる(天与の本性)のである。

〔補〕

○『太平御覽』九百二十三(羽族部・伯勞)「淮南萬畢術曰、伯勞使蛇蝮蟬。(乃天使然也。)」

○『呂氏春秋』仲夏紀「鵙始鳴。」高誘注「鵙伯勞也。是月、陰作於下、陽發於上。伯勞、夏至後、応陰而殺蛇、磔之於棘、而鳴於上。」

◇モズの早贄に関するもので、博物系と言えよう。北宋の陸佃『埤雅』卷九に「旧に云ふ、鵙は善く蛇を制し、鳴けば則ち蛇結す」と。『類從』曰く「鵙鳴きて上に在れば、蛇盤して動かす。鵙鳴きて上に在れば、蟬反つて動かす」と。とあり、卷一には『禽經』に所謂「鵙飛ばば則ち蟻沈み、鵙鳴けば則ち蛇結す」と。とある。